

令和8年4月29日

自治区長 様

地域包括ケア企画課長 杉江 大介

**第3次豊田市地域福祉計画・地域福祉活動計画について（情報提供）**

時下ますます御清祥のこととお慶び申し上げます。日頃から当市の福祉施策に対し、御理解と御協力を賜り、深く感謝申し上げます。

このたび、本市では「第3次豊田市地域福祉計画・地域福祉活動計画」を策定いたしました。本計画は、誰もが安心して暮らし続けられる地域づくりを推進するための基本的な方向性を示すものであり、地域住民の皆様幅広く知っていただくことが重要です。つきましては、計画の概要版を配布いたしますので、貴自治区におかれましては、住民の皆様への周知にご協力くださいますようお願い申し上げます。

## 記

## 1 配布物

第3次豊田市地域福祉計画・地域福祉活動計画（概要版）

※追加が必要な場合は御相談ください。

## 2 配布方法

回覧、または地域の実情に応じた方法により周知をお願いいたします。

## 3 本編の閲覧について

計画の本編は市ホームページに掲載しておりますので、必要に応じて御確認ください。

（<https://www.city.toyota.aichi.jp/shisei/gyoseikeikaku/kenkou/1053823.html>）

また、紙媒体での本編の配布を希望される場合は、下記担当まで御連絡ください。

## 【問い合わせ先】

豊田市 福祉部 地域包括ケア企画課

企画調整担当（東庁舎1階） 杉野森、小林秀

電 話 0565-34-6787（直通）

FAX 0565-34-6793

メールアドレス [hokatsu-care@city.toyota.aichi.jp](mailto:hokatsu-care@city.toyota.aichi.jp)

概要版

# 第3次 豊田市地域福祉計画・ 地域福祉活動計画

2026年度～2031年度



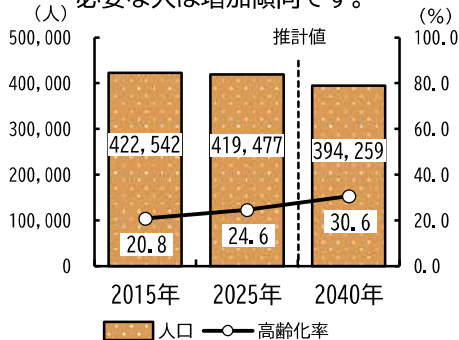
ともに 誰かがつながり合い、自分らしく、  
安心して暮らすことができるまち をつくる

2026年3月  
豊田市  
豊田市社会福祉協議会

# 1 豊田市の現状と課題

## 高齢化・人口減少

少子高齢化が進み、今後更なる人口減少が見込まれる一方、支援が必要な人は増加傾向です。



### 要支援・要介護認定者数

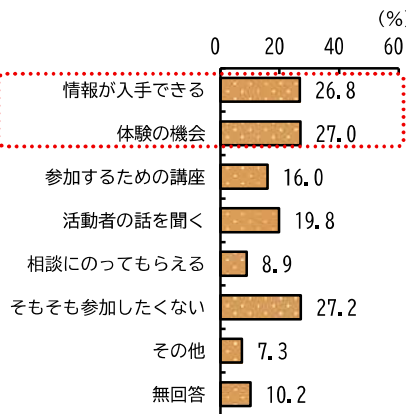
(2018年度) 14,070人 → (2025年9月末時点) 17,483人

出典：豊田市介護保険課資料

## 担い手の確保

ボランティア活動への参加意向は約5割で減少傾向にあり、情報提供や体験機会等の工夫が必要です。

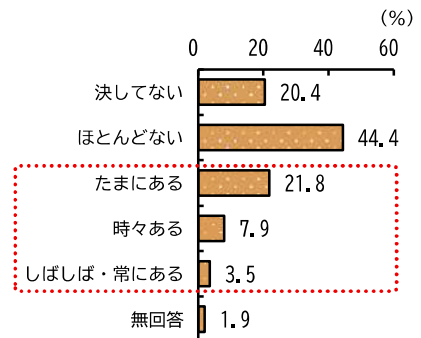
### ボランティア等に参加するための取組



## 孤独・孤立の顕在化

3人に1人が孤独感を感じ、6人に1人が孤立状態です。孤立状態の人の7割は「相談したくない」と回答しており、予防の取組が重要です。

### 孤独であると感じる頻度



# 2 第2次計画の評価

第2次計画では、多機関連携による包括的支援体制の充実や担い手づくり、社会参加・就労につながる仕組みづくりを着実に進め、複合課題への対応や権利擁護・再犯防止支援の体制を整えることができました。一方で、成果目標はコロナ禍や定年延長など社会情勢の影響で未達成となり、次期計画では社会変化を踏まえた評価手法の検討が求められます。

指標項目	2018年時点	目標値	今回調査2024年
【基本目標1】 今後、ボランティア・市民活動NPO活動に参加したい（続けたい）と思う市民の割合	59.3%	↑	50.7%
【基本目標1】 生活上の悩みや不安を家族や親せき以外にも相談できる割合	66.9%	↑	42.7%
【基本目標2】 今後、地域活動に参加したい（続けたい）と思う市民の割合	68.9%	↑	53.9%
【基本目標3】 「身近に集える場所」について「特にない」と回答した割合	31.5%	↓	40.2%

# 3 第3次計画でめざす方向

## ○ 地域共生社会の実現

多様な主体が協働し支え合う仕組みを強化し、相談支援や権利擁護、ヤングケアラー・災害時支援を進め、誰もが安心して暮らせる地域を目指します。

## ○ 地域の担い手の確保

地域の担い手不足が課題となる中、人口減少と超高齢化に備え、ボランティア支援や市民福祉大学で裾野を広げ、専門人材の確保・育成と福祉専門職への導線を強化します。

## ○ 孤独・孤立対策の強化

孤立者の多くが相談を望まず、身寄りのない高齢者等の支援が課題です。予防を重視し、つながりづくりと多機関協働の支援体制を強化します。

## 4 基本理念

ともに 誰もがつながり合い、自分らしく、  
安心して暮らすことができるまち をつくる

## 5 計画を推進するうえでの視点

視点	内容
主体的な選択の支援と尊重	誰もがいつまでも生きがいを感じ、自分らしく輝き続けるためには、どう暮らしたいのかを自分自身で選択でき、多様な背景や価値観を持つ人々が相互に理解し合い、認め合える地域づくりが必要です。
枠組みを超えた協力と連携	あらゆる主体がこれまでの関係性の枠組みを外し、制度や分野を超えたつながり合いを育むことで、困りごとが生じた場合でもそれぞれが行動し協力し、支え合うことが暮らしの安心につながります。

## 6 基本目標

### 基本目標1 認め・支え合う地域づくり

住民や地域団体、専門職、社会福祉協議会、行政が連携し、地域課題の解決に取り組めます。地域福祉活動や相談支援を充実させ、権利擁護や孤独・孤立の予防、若者や企業の参加促進を進め、支え合う地域共生社会を目指します。

### 基本目標2 参加・活躍の機会づくり

高齢者や障がいのある人を含む誰もが、生きがいを持って活躍できる地域を目指します。安心して過ごせる居場所づくりを進め、年齢や障がいの有無に関わらず多様な形で参加・活躍できる仕組みを整えます。

### 基本目標3 安心を得られる支援の充実

すべての市民が意思や権利を尊重され安心して暮らせるよう、日常から災害時まで切れ目のない支援体制を整えます。相談支援や権利擁護、意思決定支援を充実させ、再犯防止の取組も進め、誰もが孤立せず暮らせる地域を目指します。

#### 地域共生社会の実現を目指し、本計画に包含する3つの計画

- **重層的支援体制整備事業実施計画**  
「地域づくり」「包括的な相談支援参加」「活躍の支援」の3つの取組を重ね合わせながら、地域住民の複合化・複雑化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制の整備を目指します。
- **成年後見制度利用促進計画**  
専門職後見人の活躍支援や権利擁護支援への市民参画の促進、身寄りのない高齢者等の多様な相談を受け止めて支援する取組などを進めます。
- **再犯防止推進計画**  
刑事司法関係機関を始めとする多機関と連携して支援につないだり、地域での生活の基盤である居住の支援を行ったりなど、再犯防止に向けた取組を推進していきます。

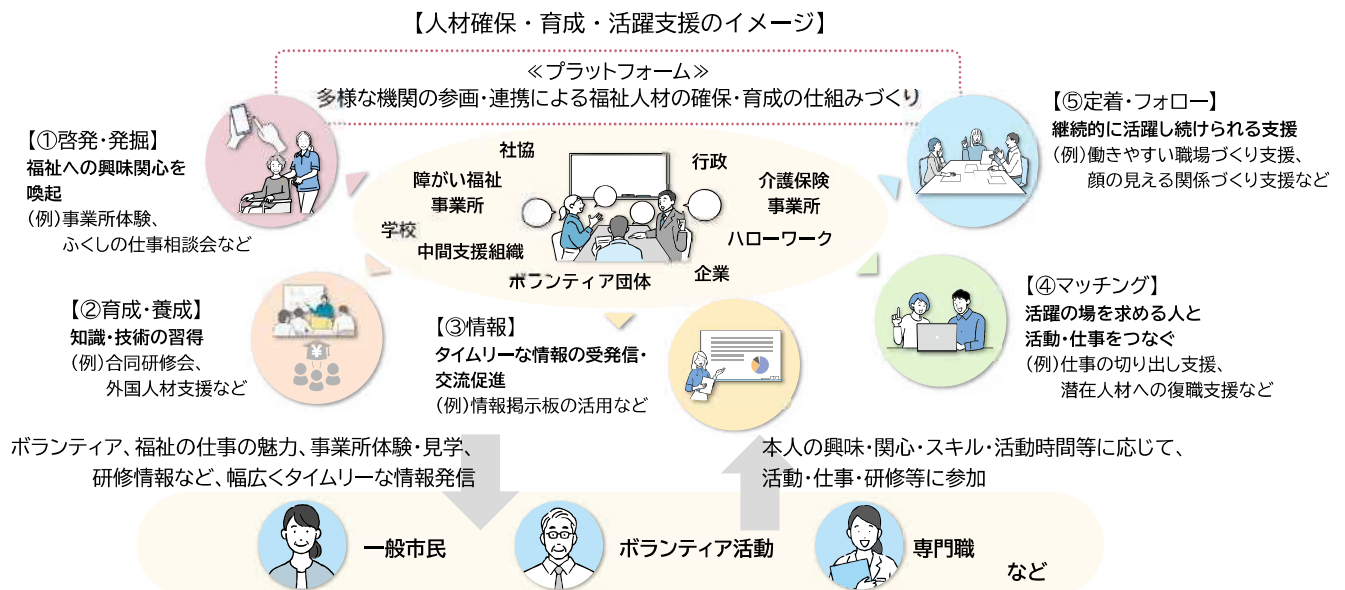
## 7 重点施策

### 重点施策1 ▶▶ 地域における福祉の担い手づくりと活躍支援

- 市民が福祉に関心を持ち主体的に地域活動へ参加できるよう、福祉教育や体験の機会を広げます。
- 地域人材と専門人材をつなぐ仕組みや柔軟な働き方を整え、人材の確保と定着を支援します。
- 権利擁護や更生保護への理解を促し、多様な立場の人が地域福祉に関わるができる環境をつくりまます。

#### 主な取組

地域人材・専門人材の確保・育成・活躍支援、権利擁護支援の担い手づくりと活躍支援、若者の社会参加促進、重層的支援体制の推進

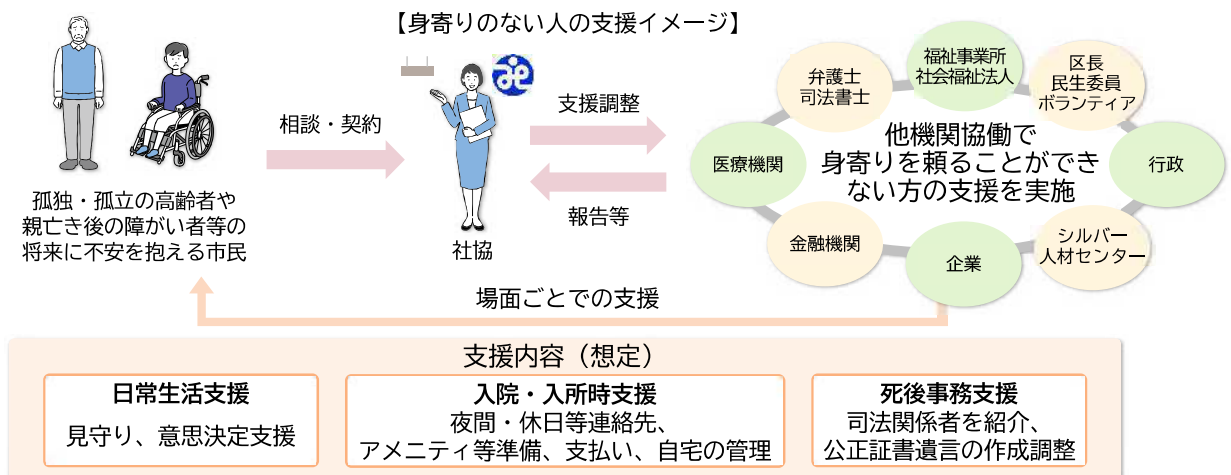


### 重点施策2 ▶▶ 多様でゆるやかな「つながり合い」創出の促進

- 孤独・孤立を予防するための広報や交流促進を進め、若者を含む多様な市民のつながりを育みます。
- デジタル技術も活用し、個々に合った支援やつながりの機会を整備します。
- 高齢者等の相談体制や権利擁護を強化し、市民参画による安心のネットワークをつくりまます。

#### 主な取組

多様な手法による孤独・孤立予防（交流促進の場、孤独・孤立対策ボードゲーム、SNS・AI相談など）、身寄りのない高齢者等の相談窓口の運営と支援体制の充実



## 8 基本施策

### 基本目標1 認め・支え合う地域づくり

#### 基本施策1 認め合う社会風土の醸成

- 多様な背景を持つ人が安心して暮らせるように、わかりやすい情報発信や対話の工夫、認知症や障がいへの理解促進を進めます。

**主な取組** 相互理解と意思疎通の円滑化の推進、新しい認知症観の普及啓発

#### 基本施策2 意思決定支援の推進

- 本人の意思を尊重する支援の理解を広げ、市民参画と多機関協働で支援体制を整えます。

**主な取組** 市民参画と多機関協働による意思決定支援

#### 基本施策3 支え合う地域づくりの推進

- 地域課題を共有し、住民主体で解決に取り組む仕組みを支援します。企業や団体の地域活動も促進します。

**主な取組** 持続可能な地域活動支援、企業による社会貢献活動の促進

### 基本目標2 参加・活躍の機会づくり

#### 基本施策4 配慮が必要な人の社会参加・就労支援

- 居場所づくりや就労支援、住宅支援などを通じて、多様な人が自分らしく暮らせる環境を整えます。

**主な取組** 居場所づくりの推進、社会参加・就労支援、生活再建に向けた居住支援

### 基本目標3 安心を得られる支援の充実

#### 基本施策5 配慮が必要な人への支援体制の強化

- 高齢者・障がい者・こども・若者・ヤングケアラーなどへの支援を充実させるとともに、再犯防止や権利擁護にも取り組みます。

**主な取組** 高齢者の見守り等支援、配慮が必要な家庭・こどもへの支援、多機関協働による再犯防止の推進、権利擁護支援の新たな仕組みへの対応

#### 基本施策6 災害時の福祉支援体制の充実



- 避難行動要支援者名簿の活用や福祉避難所の整備など、災害時の支援体制を強化します。

**主な取組** 福祉的災害マネジメントの推進

## 9

## 計画の評価

本計画では、数値だけでなく参加者数やアンケート、具体的なエピソードなどの定性的な成果も踏まえ、地域福祉の取組状況を総合的に評価します。

評価	評価の概要
<p>総合アウトカム (状態)</p> 	<ul style="list-style-type: none"> <li>・基本目標ごとに施策の中間アウトカム（成果指標）がどのように寄与したかを総合的に評価（エピソード評価）</li> <li>・総合アウトカムの指標は設定せず、参考として、第9次総合計画の状態指標や市民アンケートなどの指標を活用</li> <li>・重点施策は3つの基本目標全ての評価で参照する</li> <li>・3年に一度評価</li> </ul>
<p>各施策の中間アウトカム (評価指標+エピソード)</p> 	<ul style="list-style-type: none"> <li>・施策ごとに成果指標を設定</li> <li>・事業参加者向けのアンケートやヒアリング等を活用し、事業の活動結果が住民の意識や行動にどのように影響を与えたかを加味して評価</li> <li>・総合アウトカムへつなげるための中間段階の効果の評価</li> <li>・3年に一度評価</li> </ul>
<p>取組の進捗評価</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・取組ごとに各事業のアウトプット指標を活用した進捗評価</li> <li>・関連計画の掲載事業は、本計画では必要に応じて参照</li> <li>・毎年の評価</li> </ul>

## 10

## 地域福祉に関わる様々な立場

地域福祉には、住民（介護が必要な高齢者、障がいのある人、外国籍住民やその他配慮が必要な人も含む）や区長、民生委員・児童委員、高齢者クラブ、ボランティア・市民活動者、当事者組織、市民活動団体（NPO）、社会福祉法人、福祉施設、事業所、協同組合、企業・商店、大学等の研究機関、保健・医療、教育、司法その他福祉以外の分野も含めた地域のあらゆる立場の人が関わります。



住民

住民（介護が必要な高齢者、障がいのある人、外国籍住民やその他配慮が必要な人も含む）



地域の団体

区長、民生委員・児童委員、高齢者クラブ、ボランティア・市民活動者、当事者組織、市民活動団体（NPO）



専門職

社会福祉法人、福祉施設

企業等  
あらゆる関係者

事業所、協同組合、企業・商店、大学等の研究機関、保健・医療、教育、司法その他福祉以外の分野も含めた地域のあらゆる関係者



社協

社会福祉協議会  
(福祉センター、支所、出張所)

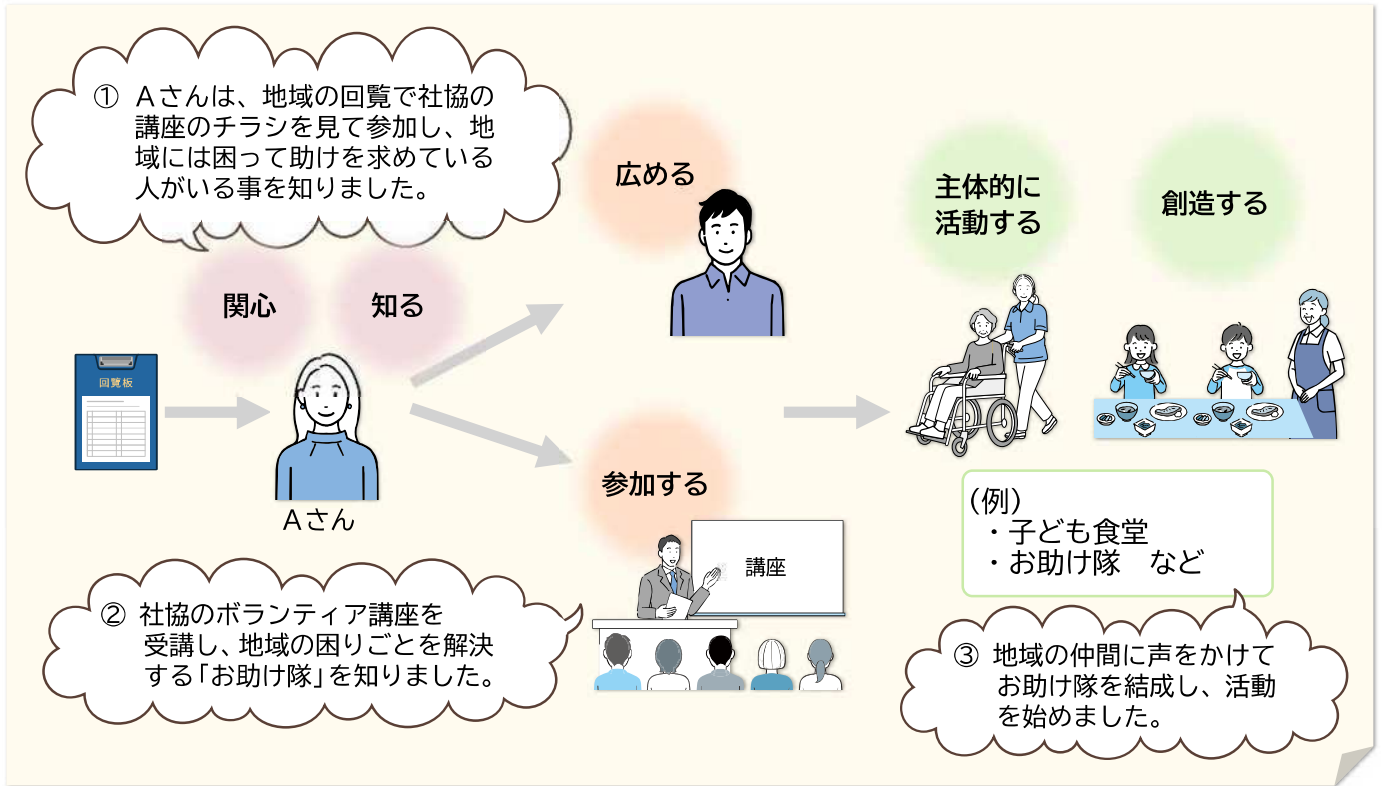


行政

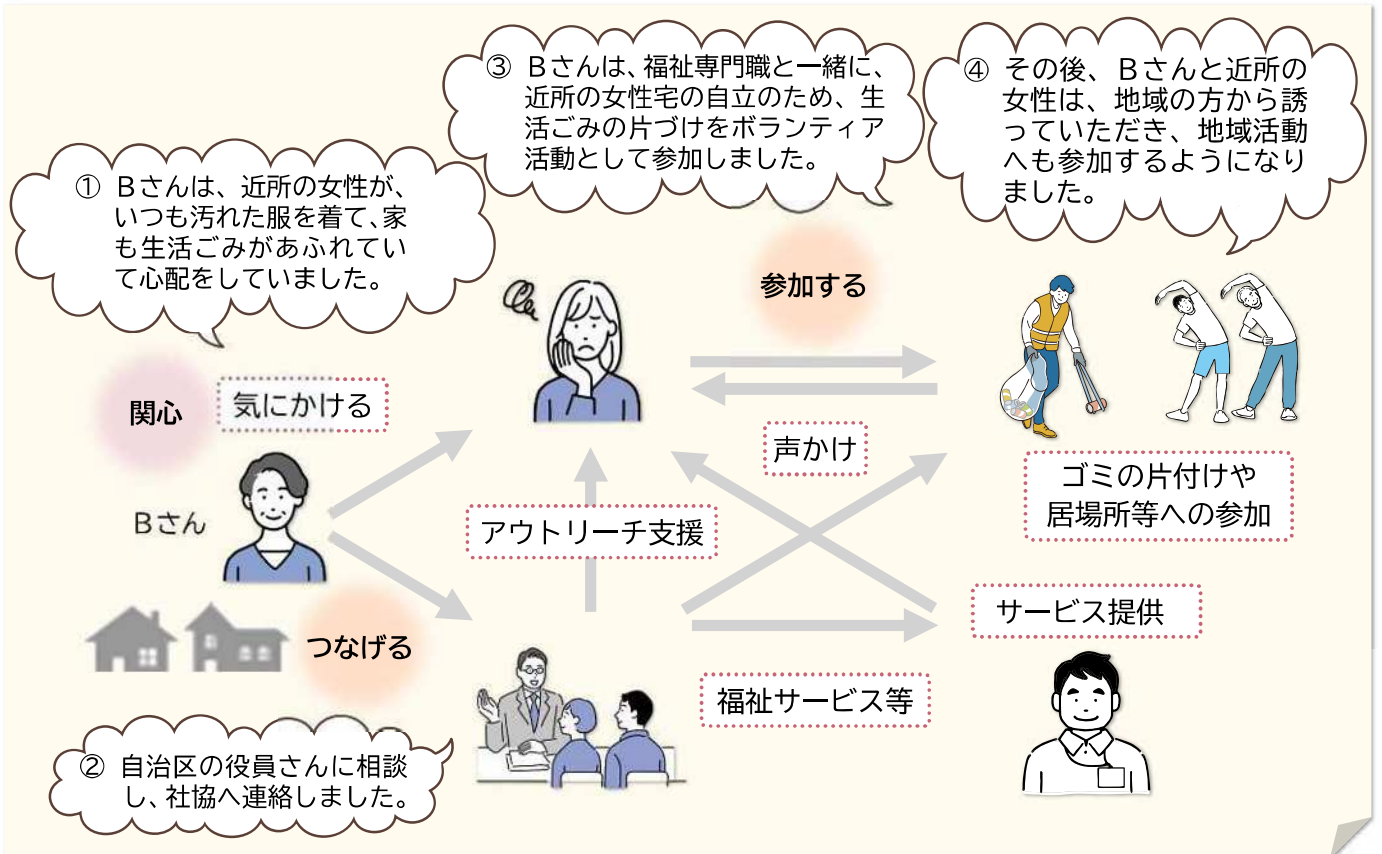
市役所、支所

## 地域福祉に関わる具体的な事例

### ◆ 知る・関心を持つことで主体的に動く・創造するに至った事例



### ◆ 困りごとを支援機関につなぎ、適切なサービスにつながった事例



## 11 地域福祉に関わるうえでの4つの共通視点

住民や地域福祉に関わる多様な主体は、それぞれの状況や環境、意識などにより、地域福祉に関わる段階が違います。そこで本計画では、段階に合わせた4つの共通する視点を示しています。

### 共通視点 1

### 関心を持つ・知る・情報を得る

- ・地域や福祉、ボランティアなどに関心を持ち、情報を得る。
- ・地域生活課題や地域の取組を知る。

### 共通視点 2

### つなげる・広める

- ・困りごとを支援機関などにつなげる。
- ・得た情報を知り合い等へ広める。

### 共通視点 3

### 参加する・行動する

- ・地域の活動に参加する。
- ・声かけ、活動の手伝い、手助けなど行動する。

### 共通視点 4

### 主体的に動く・創造する

- ・活動に参加し、主体的に活動する。
- ・課題の解決に向けて、新たな活動をはじめたり、仕組みをつくる。

共通する視点の段階

②つなげる・広める

④主体的に動く・創造する

①関心を持つ・知る・情報を得る

③参加する・行動する

それぞれの立場、それぞれの状況に応じて地域福祉に関わることが大切です。

## 第3次豊田市地域福祉計画・地域福祉活動計画（概要版）

発行 令和8年3月

発行者 豊田市 / 社会福祉法人 豊田市社会福祉協議会

編集 豊田市 福祉部 地域包括ケア企画課

〒471-8501

豊田市西町3丁目60番地 豊田市役所東庁舎1階

電話番号 0565-34-6787

FAX番号 0565-34-6793

E-mail [hokatsu-care@city.toyota.aichi.jp](mailto:hokatsu-care@city.toyota.aichi.jp)



社会福祉法人 豊田市社会福祉協議会 地域福祉推進室

〒471-0877

豊田市錦町1丁目1番地1 豊田市福祉センター内

電話番号 0565-31-1294

FAX番号 0565-33-2346

E-mail [vc@toyota-shakyo.jp](mailto:vc@toyota-shakyo.jp)

